

1 新型コロナワクチン接種等に関するお知らせ（4/13 時点）

国において、新型コロナワクチンの接種を実施しています。最新の情報は右図読み取りをご覧ください。ワクチン接種は強制ではありません。効果と副反応のリスクを理解した上で、接種の判断をしてください。



詳細はこちら ▶

「令和5年春開始接種」が5/8から始まります

5/8から、65歳以上の人や5～64歳で基礎疾患がある人、医療従事者等を対象とした「令和5年春開始接種」が始まります。12～64歳で、基礎疾患がなく、かつ医療従事者等でもない人の追加接種は、5/7をもって一旦終了となりますので、ご注意ください。なお、上記の方を対象に含め、今年の秋ごろに「令和5年秋開始接種」を実施することが国において検討されています。詳細は決まり次第お知らせします。

■市で実施中の新型コロナワクチン接種（接種には接種券が必要）

	対象	接種期間	使用ワクチン
令和5年春開始接種	65歳以上の人 12～64歳で基礎疾患のある人 医療従事者等	5/8～8/31※	オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー社、モデルナ社） 従来型ワクチン（武田社（ノババックス））
	5～11歳で基礎疾患のある人		小児用オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー社）
令和4年秋開始接種	5～11歳	8/31まで※	小児用オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー社）
初回接種	12歳以上	来年3/31まで	従来型ワクチン （ファイザー社、武田社（ノババックス））
	5～11歳		小児用従来型ワクチン（ファイザー社）
	生後6か月～4歳		乳幼児用（ファイザー社）

※期間内に1人1回のみワクチン接種可能

- ・接種間隔や接種場所、予約方法等は接種券に同封のチラシ、市HPまたは市コールセンターでご確認ください。
- ・64歳以下の令和5年春開始接種の対象者で、過去に基礎疾患等の理由で接種券の発行申請を行った人や65歳以上の人には、接種可能時期を目途に接種券を送付します。なお、対象者で接種券が届かない人や未申請の人、紛失された人は発行・再発行の申請が必要です。その他、接種対象の人で未使用の追加接種用の接種券をお持ちの場合はそちらをご使用ください。
- ・在宅療養中で寝たきり状態の65歳以上（利用要件あり）の訪問接種は市コールセンターまで、地域訪問接種は市HPをご覧ください。いずれも申込は5/31までです。

ワクチン接種による副反応等

使用ワクチン	推定接種回数	死亡	心膜炎 心筋炎
ファイザー社 （12歳以上用）	約2億8,970万回	1,782件	391件
ファイザー社 （5～11歳用）	約400万回	3件	9件
モデルナ社	約8,300万回	215件	222件
武田社 （ノババックス）	約28万回	1件	1件

国が公表する副反応疑い報告数（3/10時点）

問合せ先・相談先

●接種の予約、接種券等に関すること

市コールセンター

☎ 0120・695・890（毎日、9:00～17:00）、
FAX 072・625・1650

●ワクチンの副反応等に関すること

府コールセンター

☎ 050・3613・9605（毎日、7:00～22:00）、
FAX 06・4400・9419

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

☎ 問合せ先、✉ メールアドレス、HP ホームページ、🏠 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

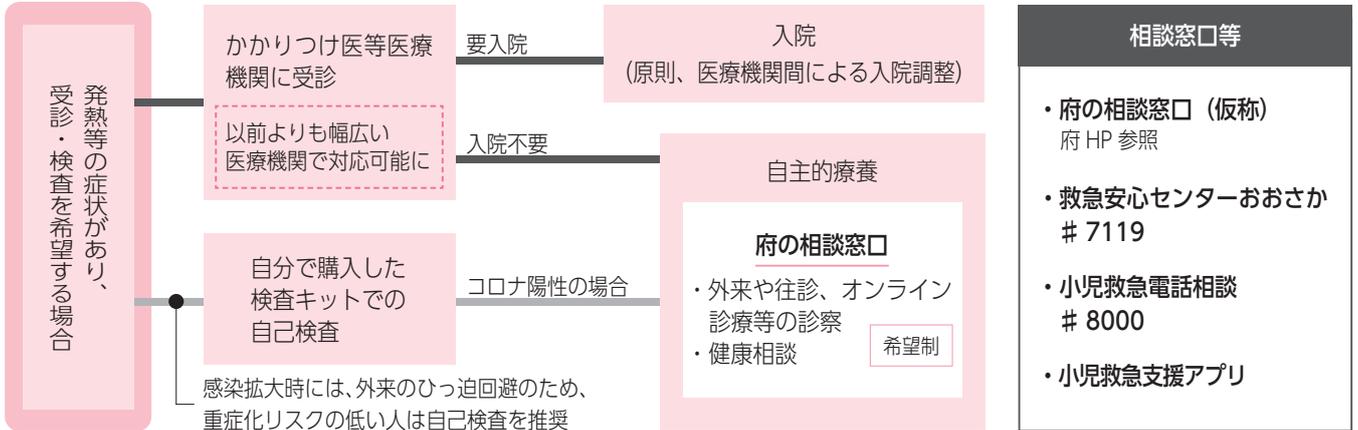
イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無や申込方法等でご不明な点がございましたら、市・各主催団体 HP または☎・☎でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

2 新型コロナの感染症法上の位置づけが変更されます

5/8 から、国において新型コロナの感染症法上の位置づけが2類感染症から5類感染症へ変更される予定です。変更後は、移行期間を経て、幅広い医療機関で診療が可能になるなど、対応の見直しが行われます。下記は4/13時点の情報です。最新情報等詳細は右図読み取りからご確認ください。☎健康づくり課☎625・6685



● 5/8 以降（移行期間）の新型コロナウイルス外来受診・療養の流れ



3 事業活動支援給付金のご利用を

下記のいずれかに該当する中小企業または個人事業主、①昨年度の同給付金の交付を受けた人、②市内に事業所を有し、昨年10月分～今年3月分の任意の最大3か月分の事業に要した電気代・ガス代・車両以外の燃料費の総額が5万円以上の人、☎1事業者につき一律5万円、☎詳細は右図読み取り参照、☎5/1～7/31まで（消印有効）に、必要書類（市HPからダウンロード可、①には申請書類を送付）を、直接、同給付金事務局（合同庁舎6階）または郵送で、☎567-8505 商工労政課事業活動支援給付金担当、☎5/1から、専用コールセンター☎622・1161



4 ヤングケアラー相談窓口を開設

大人が担うと想定されているような障害や病気のある家族、幼い兄弟姉妹のケア等を日常的に行っていることで、本来社会が守るべき権利が守られていない子どもをヤングケアラーと呼びます。ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援を行うため、相談窓口を開設します。「自分はヤングケアラーかもしれない」「近くにヤングケアラーではないかと気になる人がいる」と思ったら、ひとりで悩まずに相談してください。詳細は右図読み取りからご覧ください。☎こども政策課☎620・1625



5 障害のある人への合理的配慮の提供に係る助成金のご利用を

障害のある人がお店やサービスを不便なく利用できるよう、事業者が行う配慮に要する費用全額を助成します（上限額あり、事前申請要）。昨年度は10事業者から申請がありました。工事施工業者等が助成金を受領する「受領委任払い」を利用することで申請の負担軽減が図れます。詳細は市HPをご覧ください。

☎市内の中小企業者（個人事業主を含む）・特定非営利活動法人、☎右表のとおり（1事業者、いずれか1項目）、☎来々年2/29までに、障害福祉課☎620・1636

対象経費	例	上限額
コミュニケーションツールの作成経費	点字メニュー・会話ボードの作成	50,000円
物品の購入経費	筆談ボード、集音器、折りたたみ式スロープ	100,000円
工事施工経費	階段等の手すりの設置、段差の解消、ドアの改修・取替え	200,000円